

---

## 第10章. 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

---

埼玉県環境影響評価条例第12条の規定に基づき「所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書」の縦覧が、以下のとおり行われた。

縦覧期間	: 令和5年1月10日～令和5年2月10日
縦覧場所	: 埼玉県環境部環境政策課，入間市環境経済部環境課，狭山市環境経済部環境課，所沢市街づくり計画部市街地整備課，東京都瑞穂町住民部環境課
意見書提出期間	: 令和5年1月10日～令和5年2月24日

その結果，環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見は0件であった。

---

## 第11章. 準備書についての知事の意見

---

埼玉県環境影響評価条例第 16 条の規定に基づく、「所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書」についての埼玉県知事意見を以下に示す。

### 意見書

所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

### 記

#### 1 全般的事項

- (1) 建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行が同時に発生もしくは集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないように計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 周辺に存在する大森調節池について、工事に伴う濁水の流入や、湧水への影響が生じないようにすること。
- (3) 近年の気象災害事例を踏まえ、調整池からの越水、濁水の流出が生じないように十分な調整池を設置すること。なお、調整池設置後の状況について、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるように継続的観測の実施が望ましい。
- (4) 計画地は平坦な地形であることから、進出企業の建築物による圧迫感について配慮する必要がある。当該圧迫感が軽減できるよう、建築計画や緑化計画を検討すること。
- (5) 計画地内に存在する林神社については、神社参道を含め、可能な限り改変を回避し、現在の歴史的・文化的環境を維持できるようにすること。また、参道に隣接する公園を造成する際は、神社利用者からの眺望の観点から、できる限り既存樹木を活用し、林神社と連続性のある景観を創出すること。
- (6) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標（NDC）や、県、所沢市の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。

## 2 景観

- (1) 景観資源および眺望景観への影響については、評価書において、予測結果精度の向上を図ること。
- (2) 進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の敷地境界付近には神社や公園があることから、建築物による圧迫感が軽減できるよう、関係機関と協議して、色彩・緑化などの周囲の影響緩和措置の実施を指導すること。

## 3 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

## 4 廃棄物

- (1) 事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。
- (2) 産業廃棄物の処理について進出企業に対して指導するとあるが、市には産業廃棄物の指導部署がないことから、現実的に対応できる部署を具体的に記載すること。
- (3) 廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス削減の観点からも、できる限り廃棄物の発生量を抑制すること。
- (4) 発生が予想される一般廃棄物について予測評価が行われていないが、事業系一般廃棄物の発生が見込まれることから、当該項目についても予測評価すること。

## 5 温室効果ガス

予測結果について、現在の所沢市の産業部門からの排出量より多いものとなっている。図書に掲載されている原単位について、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

## 6 事後調査

### (1) 騒音

計画地内に新たな道路が敷設されるため、現況値と予測値を直接比較できない地点がある。

当該地点における予測値は道路形状や幅員が類似している別地点の現況値や将来予測交通量を基とした予測結果であることから、当該不確実性を考慮し、新設道路開通による影響について事後調査により確認を行い、必要に応じて環境保全措置を追加すること。

## (2) 水質

計画地からの雨水排水先の河川においては、現状においても降雨時等において浮遊物質量が環境基準を超える値を示しているため、本事業による河川への影響を把握するため事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さらなる水質の悪化が生じないようにすること。

## (3) 土壌・廃棄物

造成等の工事による影響において、実施予定としている廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査として位置付けることを検討すること。

## (4) 景観

林神社については、既存調査地点の参道だけでなく、境内からの計画地内の眺望についても事業前後の変更の程度を把握するために重要であることから、事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加すること。

## 第12章. 第 10 章及び第 11 章の意見についての都市計画決定権者の見解

### 12.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

第 10 章に示した通り、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見は 0 件であった。

### 12.2 知事の意見と都市計画決定権者の見解

第 11 章に示した準備書についての埼玉県知事からの意見と都市計画決定権者の見解は、表 12.2-1 に示すとおりである。

表 12.2-1 準備書についての埼玉県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1 全般的事項	(1) 建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行が同時に発生もしくは集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。	工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行が同時に発生・集中することの無いよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、事後調査地点を実施し、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超過しないよう努めます。
	(2) 周辺に存在する大森調節池について、工事に伴う濁水の流入や、湧水への影響が生じないようにすること。	工事の実施にあたっては、勾配や高さに留意した造成計画を検討し、大森調節池への濁水の流出や湧水への影響を及ぼさないよう努めます。
	(3) 近年の気象災害事例を踏まえ、調整池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な調整池を設置すること。 なお、調整池設置後の状況について、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるように継続的観測の実施が望ましい。	計画地内の調整池については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例-申請・届出の手引き」に基づき、調整池計画容量は必要対策量を満たし、最大放流量は放流先の許容放流量以下とする構造としています。さらに、近年の気象災害事例を踏まえ、過去の 1 日当たりの最大降雨量（大型台風）、1 時間当たりの最大降雨量（集中豪雨）での貯留量を検証し、同規模の大雨に耐えうる調整池であることを確認しています。 なお、調整池設置後、大雨等の異常気象時の対応については、監視カメラ等による調整池の水位の確認及び状況に応じた現場パトロールを実施します。
	(4) 計画地は平坦な地形であることから、進出企業の建築物による圧迫感について配慮する必要がある。 当該圧迫感が軽減できるよう、建築計画や緑化計画を検討すること。	計画地については、住宅地との距離に留意して産業地の外周には緩衝帯（緩衝緑地、調整池、公園など）と高木植栽空間（高木植栽帯）を配置し、圧迫感について配慮します。 また、進出企業に対し、当該建築物による圧迫感に配慮するため、建築計画として高さ制限や壁面後退などの建物配置、建物周囲の緑化などを要請します。

項目	知事からの意見	都市計画決定権者の見解
	<p>(5) 計画地内に存在する林神社については、神社参道を含め、可能な限り改変を回避し、現在の歴史的・文化的環境を維持できるようにすること。 また、参道に隣接する公園を造成する際は、神社利用者からの眺望の観点から、できる限り既存樹木を活用し、林神社と連続性のある景観を創出すること。</p> <p>(6) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標 (NDC) や、県、所沢市の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。</p>	<p>計画地内の林神社については、神社参道も含め、現況保存を前提として取り扱います。 また、参道に隣接する街区公園の整備内容については、林神社と連続性のある景観の創出を念頭に、既存樹木の活用等、今後検討します。</p> <p>存在・供用 (施設の稼働) に対する環境保全措置として、進出企業に対する対策の例示を評価書に記載しました (「第 10 章 10.17 温室効果ガス等」参照)。 これらを踏まえて、可能な限り国、県、市の目標等との整合が図られるよう努めます。</p>
2 景観	<p>(1) 景観資源および眺望景観への影響については、評価書において、予測結果精度の向上を図ること。</p> <p>(2) 進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の敷地境界付近には神社や公園があることから、建築物による圧迫感が軽減できるよう、関係機関と協議して、色彩・緑化などの周囲の影響緩和措置の実施を指導すること。</p>	<p>景観資源および眺望景観への影響について、予測結果を修正し、評価書に記載しました (「第 10 章 10.11 景観」参照)。</p> <p>環境保全措置として、進出企業に対して計画建物のデザインや色彩を「埼玉県景観計画」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の基準を遵守するよう要請する旨を、評価書に追記しました (「第 10 章 10.11 景観」参照)。</p>
3 史跡・文化財	<p>計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。 開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め、事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財が確認された場合は、指導を受けながら適切に対処します。</p>
4 廃棄物	<p>(1) 事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の処理について進出企業に対して指導するとあるが、市には産業廃棄物の指導部署がないことから、現実的に対応できる部署を具体的に記載すること。</p> <p>(3) 廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス削減の観点からも、できる限り廃棄物の発生量を抑制すること。</p>	<p>工事 (造成等の工事 (進出企業の計画建物の建築工事)) に伴う廃棄物の発生量 (産業廃棄物) については、最新の発生原単位 (建設副産物実態調査 (平成 30 年 3 月、国土交通省)) を用いて再予測を行い、評価書に記載しました。 また、施設の有存在・供用に伴う廃棄物の発生量 (事業系産業廃棄物) については、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行い、評価書に記載しました (「第 10 章 10.16 廃棄物等」参照)。</p> <p>産業廃棄物の処理については、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう、進出企業に要請します。 なお、産業廃棄物については所沢市資源循環推進課が所管しますが、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、監督官庁である埼玉県との連携を図るとともに、事業系ごみの減量・資源化の取組事例の紹介等、事業者のごみ減量に関する意識を高める指導・啓発を行っています。</p> <p>廃棄物処理の過程においては、多量のエネルギー消費及び温室効果ガスの排出を伴うことから、工事中、存在・供用 (施設の稼働) 時ともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図り、可能な限り廃棄物の発生量を抑制し、温室効果ガスに関する国、県、市の目標等とも整合が図られるよう努めます。</p>

項目	知事からの意見	都市計画決定権者の見解
	(4) 発生が予想される一般廃棄物について予測評価が行われていないが、事業系一般廃棄物の発生が見込まれることから、当該項目についても予測評価すること。	施設の存在・供用に伴う事業系一般廃棄物の発生量について、予測評価を行い、評価書に追記しました（「第10章 10.16 廃棄物等」参照）。
5 温室効果ガス	予測結果について、現在の所沢市の産業部門からの排出量より多いものとなっている。図書に掲載されている原単位について、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。	存在・供用（施設の稼働）に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量については、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行い、評価書に記載しました（「第10章 10.17 温室効果ガス等」参照）。
6 事後調査	<p>(1) 騒音 計画地内に新たな道路が敷設されるため、現況値と予測値を直接比較できない地点がある。 当該地点における予測値は道路形状や幅員が類似している別地点の現況値や将来予測交通量を基とした予測結果であることから、当該不確実性を考慮し、新設道路開通による影響について事後調査により確認を行い、必要に応じて環境保全措置を追加すること。</p> <p>(2) 水質 計画地からの雨水排水先の河川においては、現状においても降雨時等において浮遊物質量が環境基準を超える値を示しているため、本事業による河川への影響を把握するため事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さらなる水質の悪化が生じないようにすること。</p> <p>(3) 土壌・廃棄物 造成等の工事による影響において、実施予定としている廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査として位置付けることを検討すること。</p> <p>(4) 景観 林神社については、既存調査地点の参道だけでなく、境内からの計画地内の眺望についても事業前後の変更の程度を把握するために重要であることから、事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加すること。</p>	<p>供用後の自動車交通の発生による騒音については、関連車両の走行ルート上の3地点（予測地点⑥、新設①、新設②）を対象に、事後調査を実施する予定です。また、調査の結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を追加します。</p> <p>工事（造成等の工事）に伴う排水による公共水域の浮遊物質量の濃度（SS濃度）については、事後調査計画に追加し、評価書に記載しました（「第13章事後調査計画」参照）。 また、調査の結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を追加します。</p> <p>造成等の工事による土壌・廃棄物等への影響については、廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査計画に追加し、評価書に記載しました（「第13章事後調査計画」参照）。</p> <p>景観の事後調査計画について、林神社境内1地点を追加し、評価書に記載しました（「第13章事後調査計画」参照）。 また、調査の結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を追加します。</p>